

令和8年議案第2号

愛北広域事務組合職員旅費支給条例の全部改正について

愛北広域事務組合職員等の旅費に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月10日提出

愛北広域事務組合

管理者 江南市長 澤田和延

提案理由

この案を提出するのは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正を踏まえ、経済社会情勢の変化に対応するとともに、旅費の適正な支出の確保を図るため、改正する必要があるからであります。

## 愛北広域事務組合職員等の旅費に関する条例

愛北広域事務組合職員旅費支給条例（昭和55年条例第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第204条第3項の規定に基づき、公務のために旅行する職員及び職員以外の者（以下「職員等」という。）に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

2 組合が職員等に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）職員 管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）並びに愛北広域事務組合職員定数条例（平成11年条例第8号）第1条に規定する地方公務員をいう。
- （2）内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- （3）外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- （4）出張 職員が公務のため一時その在勤庁（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- （5）赴任 新たに採用された職員（管理者が定める職員に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- （6）帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- （7）家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。
- （8）遺族 死亡した職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の

死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

- (9) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、組合と旅行役務提供契約（旅行者等が組合に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、組合が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3か月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族

(4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号若しくは第4号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員以外の者が、組合の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で管理者が定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、組合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

（1）前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

（2）前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行

命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとしてこの条例に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えて、管理者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 管理者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次

項において同じ。)をもって提出することができる。

5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、収支命令者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

6 第1項に規定する請求書及び必要な書類の種類、記載事項又は記録事項並びに第2項及び第3項に規定する期間は、規則で定める。

(旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道又は外国におけるこれらに相当するものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金(管理者等が旅行する場合であって、管理者が特に必要と認めるものに限る。)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、管理者等が移動する場合には、この限りでない。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶又は外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とす

る。

(1) 運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。次項において同じ。）

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（管理者等が旅行する場合であって、管理者が特に必要と認めるものに限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、管理者等が移動する場合には、この限りでない。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機又は外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、管理者等が移動する場合には、この限りでない。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、次に掲げるもの

ア 通勤のための自家用自動車を使用する場合の車賃として規則で定める費用

イ 道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料

ウ ア又はイに掲げるもののほか、移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員の宿泊費の額を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（次条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合（複数の運送業者に見積を依頼し、その中から最も経済的なものを選択するときに限る。） 当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合 当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合 当該運送に要する額（当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額）を

#### 転居費の額とする方法

- 2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

#### (家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合 家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合 同号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

#### (渡航雑費)

第18条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

#### (死亡手当)

第19条 死亡手当は、職員の外国における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める額とする。

#### (退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職となった日にいた地から本組合に至るまでの前職相当のものとする。

#### (遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

#### (外国旅行の旅費)

第22条 外国旅行について支給する鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、

包括宿泊費及び宿泊手当の額については、国家公務員の外国旅行の例による。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号（第3号アを除く。）に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条第1項、第17条第1項及び第18条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第24条 任命権者は、旅行者が組合以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事由により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事由により又は当該旅行の性質上困難である場合には、管理者に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第25条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第26条 管理者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の愛北広域事務組合職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(愛北広域事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 愛北広域事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「愛北広域事務組合職員旅費支給条例（昭和55年条例第1号）」を「愛北広域事務組合職員等の旅費に関する条例（令和8年条例第2号）」に、「管理者」を「管理者等」に改める。

(愛北広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 愛北広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和61年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「愛北広域事務組合職員旅費支給条例（昭和55年条例第1号）」を「愛北広域事務組合職員等の旅費に関する条例（令和8年条例第2号）」に、「管理者」を「管理者等」に改める。

(愛北広域事務組合証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 5 愛北広域事務組合証人等の実費弁償に関する条例（平成25年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表により」を「愛北広域事務組合職員等の旅費に関する条例（令和8年条例第2号）に規定する管理者等の旅費相当額の」に改める。

第3条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

別表を削る。

(愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「愛北広域事務組合職員旅費支給条例（昭和55年条例第1号）」を「愛北広域事務組合職員等の旅費に関する条例（令和8年条例第2号）」に改める。

(参 考)

愛北広域事務組合職員等の旅費に関する条例（案）

の新旧対照表

愛北広域事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（附則第3項関係）

新	旧
(費用の弁償) 第6条 (略) 2 前項の規定により支給する旅費の額は、 <u>愛北広域事務組合職員等の旅費に関する条例(令和8年条例第2号)</u> の規定による <u>管理者等</u> の旅費相当額とする。 3 (略)	(費用の弁償) 第6条 (略) 2 前項の規定により支給する旅費の額は、 <u>愛北広域事務組合職員旅費支給条例(昭和55年条例第1号)</u> の規定による <u>管理者</u> の旅費相当額とする。 3 (略)

愛北広域事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（附則第4項関係）

新	旧
(費用の弁償) 第6条 (略) 2 前項の規定により支給する旅費の額は、 <u>愛北広域事務組合職員等の旅費に関する条例(令和8年条例第2号)</u> の規定による <u>管理者等</u> の旅費相当額とする。 3 (略)	(費用の弁償) 第6条 (略) 2 前項の規定により支給する旅費の額は、 <u>愛北広域事務組合職員旅費支給条例(昭和55年条例第1号)</u> の規定による <u>管理者</u> の旅費相当額とする。 3 (略)

愛北広域事務組合証人等の実費弁償に関する条例（附則第5項関係）

新	旧
(実費弁償の適用範囲及びその額) 第2条 次に掲げる者(以下「証人等」という。)に対し、 <u>愛北広域事務組合職員等の旅費に関する条例(令和8年条例第2号)</u> に規定する <u>管理者等の旅費相当額の実費</u>	(実費弁償の適用範囲及びその額) 第2条 次に掲げる者(以下「証人等」という。)に対し、 <u>別表により実費弁償</u> を支給する。

新	旧														
弁償を支給する。 (1)～(4) (略) 2 (略) (実費弁償の支給方法) 第3条 (略)	(1)～(4) (略) 2 (略) (実費弁償の支給方法) 第3条 (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、証人等の居住地が組合構成市町内である場合には、日当のみを支給する。</u> <u>3 前2項に定めるもののほか、実費弁償の支給方法は、管理職等の職員に対する旅費の支給の例による。</u> <u>別表(第2条関係)</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">日当</td> <td style="text-align: center;">愛北広域事務組合職員旅費支給</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宿泊料</td> <td style="text-align: center;">給条例(昭和55年条例第1号。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">食卓料</td> <td style="text-align: center;">以下「条例」という。)別表に規</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">車賃</td> <td style="text-align: center;">定する「管理者等」の額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鉄道賃</td> <td style="text-align: center;">条例に規定する管理者等に支</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">船賃</td> <td style="text-align: center;">給される額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">航空賃</td> <td></td> </tr> </table>	日当	愛北広域事務組合職員旅費支給	宿泊料	給条例(昭和55年条例第1号。	食卓料	以下「条例」という。)別表に規	車賃	定する「管理者等」の額	鉄道賃	条例に規定する管理者等に支	船賃	給される額	航空賃	
日当	愛北広域事務組合職員旅費支給														
宿泊料	給条例(昭和55年条例第1号。														
食卓料	以下「条例」という。)別表に規														
車賃	定する「管理者等」の額														
鉄道賃	条例に規定する管理者等に支														
船賃	給される額														
航空賃															
<u>2 前項に定めるもののほか、実費弁償の支給方法は、管理職等の職員に対する旅費の支給の例による。</u>	<u>3 前2項に定めるもののほか、実費弁償の支給方法は、管理職等の職員に対する旅費の支給の例による。</u>														

愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（附則第6項関係）

新	旧
(公務のための旅行に係る費用弁償) 第6条 (略)	(公務のための旅行に係る費用弁償) 第6条 (略)
2 旅行に係る費用弁償の額は、 <u>愛北広域事務組合職員等の旅費に関する条例(令和8年条例第2号)</u> の例による。	2 旅行に係る費用弁償の額は、 <u>愛北広域事務組合職員旅費支給条例(昭和55年条例第1号)</u> の例による。